

山形大学紀要(教育科学)投稿規程

1. 名称及び発行

山形大学紀要(教育科学)[Bulletin of Yamagata university (Educational Science)]と称し、毎年1回、2月に山形大学学術機関リポジトリを通じて電子版で発行する。4号分をもって1巻とし、1巻ごとに冊子体で保存版を発行する。

2. 投稿資格

- (1) 山形大学紀要(教育科学)(以後「教育科学編」と略す)へ投稿できる者は本学教職員(客員教授等を含む)であることを原則とする。ただし、定年退職した教員及び現在非常勤講師として本学に相当年数勤務し、編集委員会において適当と認めた者については投稿を認めることがある。
- (2) 本学教職員以外の者との共同研究については、主たる執筆者が、本学教職員である場合に限り投稿を認める。

3. 投稿内容

教育科学に関する未発表のものとし、その種類は次のとおりとする。

- (1) 原著論文
- (2) 総説
- (3) その他、編集委員会が適当と認めたもの

4. 使用言語及び版組

和文又は欧文とする。大きさはB5版(文字サイズ9ポイント)とし、段組は横一段(40字、40行)を原則とする。

5. 原稿の制限

- (1) 本文、図・表等を含めた刷り上がり総ページが、和文35ページ、欧文21ページ内とする。なお、図版や図・表の1つの大きさは1ページを超えないものとする。また、図は版下として使用できるものとする。
- (2) 前項の制限を超える原稿は相応の理由があるものに限り、編集委員会の承認を得て、受理されることがある。ただし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者負担とする。

6. 原稿の作成

別に示す「山形大学紀要(教育科学)論文原稿作成上の注意」により作成する。

7. 原稿の提出

- (1) 完成した原稿は1部のコピーを作り、計2部に電子媒体を添えて小白川キャンパス事務部図書課総務担当に提出する。このとき受付日・時間を明記した受領書を受取る。
- (2) 「教育科学編」の原稿の受け付けは常時行うものとするが、各年度の締切りは、10月1日とする。

8. 論文等掲載の可否

- (1) 編集委員会は原著論文については査読者に審査を依頼する。原著論文以外の記事については編集委員会が必要と認めた場合は同様に審査を依頼する。編集委員会は、審査

の結果、必要がある場合は原稿の修正等を求めることができる。

- (2) 編集委員会は掲載論文等の選定等について小白川図書館長に報告するものとする。
- (3) 掲載の可否は編集委員会が決定する。

9. 最終原稿の調整

- (1) 掲載が決定した原稿は電子媒体に記録して提出することができる。
- (2) 印刷にそのまま使用する版下を作成し、提出することもできる。ただし、編集委員会において、印刷後の体裁・品質等が従来の印刷と比べて同等と認められるものに限る。

10. 校正

- (1) 校正は執筆者の責任において行い、再校までを原則とする。
- (2) 校正は誤字、脱字等の訂正を原則とする。やむを得ず、大幅な訂正が不可欠な場合は、編集委員会の許可を得るものとし、それに伴う経費は執筆者負担とする。
- (3) 冊子、表紙、表題、著者名、巻号数、及び柱文字などの体裁に関する部分は編集委員会の責任において調整する。

11. 掲載及び別刷りの経費

- (1) 掲載に要する経費は、制限内のページ数であれば、原則として無料とする。ただし、予算額に不足が生じた場合、その不足分は掲載分量に比例して執筆者負担とする。
- (2) カラー印刷などの特殊な印刷を要する場合、その印刷経費は原則として執筆者負担とする。
- (3) 別刷り 70 部は無料とする。この部数を超える分については執筆者負担とする。

12. 出版権等

論文を投稿する者は、山形大学に対して、当該論文に関する出版権を設定する。また、論文等は、全て電子化し、山形大学学術機関リポジトリを通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。このため、論文を投稿する者は、山形大学に対し、当該論文に関する複製及び公衆送信を行うことを許諾するものとする。

附 則

この規程は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 9 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 10 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 20 年 12 月 10 日から施行し、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 29 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 26 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 26 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。